

## 南海トラフ地震防災規程を作成すべき者に係る区域

本資料は、兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図で、水深 30cm 以上の浸水が想定される区域を網羅的に記載したものです。

管理する施設等が対象区域に含まれるかどうかは、兵庫県CGハザードマップ等でご確認ください。

尼崎市	開明町 1 丁目、開明町 2 丁目、開明町 3 丁目、梶ヶ島、丸島町、宮内町 1 丁目、宮内町 2 丁目、宮内町 3 丁目、琴浦町、金楽寺町 1 丁目、金楽寺町 2 丁目、建家町、玄番南之町、玄番北之町、戸ノ内町 2 丁目、戸ノ内町 3 丁目、戸ノ内町 4 丁目、戸ノ内町 5 丁目、戸ノ内町 6 丁目、御園町、杭瀬寺島 1 丁目、杭瀬寺島 2 丁目、杭瀬南新町 1 丁目、杭瀬南新町 2 丁目、杭瀬南新町 3 丁目、杭瀬南新町 4 丁目、杭瀬北新町 1 丁目、杭瀬北新町 2 丁目、杭瀬北新町 3 丁目、杭瀬北新町 4 丁目、杭瀬本町 1 丁目、杭瀬本町 2 丁目、杭瀬本町 3 丁目、高田町、今福 1 丁目、今福 2 丁目、寺町、次屋 1 丁目、次屋 2 丁目、次屋 3 丁目、次屋 4 丁目、汐町、昭和通 1 丁目、昭和通 2 丁目、昭和通 3 丁目、昭和通 4 丁目、昭和通 5 丁目、昭和通 6 丁目、昭和通 7 丁目、昭和通 8 丁目、昭和通 9 丁目、昭和南通 3 丁目、昭和南通 4 丁目、昭和南通 5 丁目、昭和南通 6 丁目、昭和南通 7 丁目、昭和南通 8 丁目、昭和南通 9 丁目、常光寺 1 丁目、常光寺 2 丁目、常光寺 4 丁目、神崎町、神田中通 1 丁目、神田中通 2 丁目、神田中通 3 丁目、神田中通 4 丁目、神田中通 5 丁目、神田中通 6 丁目、神田中通 7 丁目、神田中通 8 丁目、神田中通 9 丁目、神田南通 1 丁目、神田南通 2 丁目、神田南通 3 丁目、神田南通 4 丁目、神田南通 5 丁目、神田南通 6 丁目、神田北通 1 丁目、神田北通 2 丁目、神田北通 3 丁目、神田北通 4 丁目、神田北通 5 丁目、神田北通 6 丁目、神田北通 7 丁目、神田北通 8 丁目、神田北通 9 丁目、水明町、崇徳院 2 丁目、崇徳院 3 丁目、西御園町、西向島町、西高洲町、西桜木町、西松島町、西川 1 丁目、西川 2 丁目、西大物町、西長洲町 2 丁目、西長洲町 3 丁目、西難波町 2 丁目、西難波町 3 丁目、西難波町 4 丁目、西難波町 5 丁目、西本町 1 丁目、西本町 2 丁目、西本町 3 丁目、西本町 4 丁目、西本町 5 丁目、西本町 6 丁目、西本町 7 丁目、西本町 8 丁目、西本町北通 3 丁目、西本町北通 4 丁目、西本町北通 5 丁目、扇町、大高洲町、大物町 1 丁目、大物町 2 丁目、築地 2 丁目、築地 3 丁目、築地 4 丁目、築地 5 丁目、竹谷町 1 丁目、竹谷町 2 丁目、竹谷町 3 丁目、中在家町 1 丁目、中在家町 2 丁目、中在家町 3 丁目、中在家町 4 丁目、長洲西通 1 丁目、長洲西通 2 丁目、長洲中通 2 丁目、長洲中通 3 丁目、長洲東通 3 丁目、長洲本通 1 丁目、長洲本通 2 丁目、長洲本通 3 丁目、鶴町、東園田町 8 丁目、東海岸町、東向島西之町、東向島東之町、東高洲町、東桜木町、東初島町、東松島町、東大物町 1 丁目、東大物町 2 丁目、東難波町 2 丁目、東難波町 3 丁目、東難波町 4 丁目、東難波町 5 丁目、東浜町、東本町 1 丁目、東本町 2 丁目、東本町 3 丁目、東本町 4 丁目、道意町 1 丁目、道意町 2 丁目、道意町 3 丁目、道意町 4 丁目、道意町 5 丁目、道意町 6 丁目、道意町 7 丁目、南七松町 2 丁目、南初島町、南城内、南竹谷町 1 丁目、南竹谷町 2 丁目、南竹谷町 3 丁目、浜 2 丁目、浜 3 丁目、浜田町 4 丁目、扶桑町、武庫川町 1 丁目、平左衛門町、蓬川荘園、蓬川町、北初島町、北城内、北大物町、北竹谷町 1 丁目、北竹谷町 2 丁目、北竹谷町 3 丁目、末広町 1 丁目、末広町 2 丁目、額田町、戸ノ内町 1 丁目、東園田町 7 丁目
-----	---

出典：兵庫県 HP「南海トラフ地震防災対策計画の作成について」

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/nantorataisakukeikaku.html>)